

北海道旭川市②

1. 事業内容

担当課等	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 TEL : 0166-25-7047 FAX : 0166-26-7093
助成事業名	ものづくりもう一押し支援補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発される製品・技術・デザインの熟度が高く、もう一押しすることで製品化に結びつくものについて、より高い補助率と補助上限額をご用意しています。(研究のみの事業は補助対象にはなりませんのでご注意ください) ・助成対象者は以下の通り <ol style="list-style-type: none"> ① 市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者 ② 市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。 ③ 市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主 ※いずれの場合も市税を滞納していない(市税を納税している)ことを条件とします。 ・採択予定件数は、7件程度(うち環境対応事業優先枠1件、食品事業優先枠2件)
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 新製品開発 ② 新製品に関するデザイン開発 ③ 機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の開発(量産により販売が見込めるもの) ● 対象となる経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料・副資材費 ② 機械装置費 ③ 工具器具費 ④ 外注加工費 ⑤ 外注デザイン開発費 ⑥ 工業所有権導入費 ⑦ 性能検査費 ⑧ 委託費 ⑨ 直接人件費 (人件費が総事業費の25%を超えない計画とすること。ただし、申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合においては、この制限は適用しない。)
助成期間	・交付決定の日から2011年3月31日まで
助成金額、補助率	・必要経費の3/4以内(上限200万円)
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2010年：4月12日～5月14日 2011年度は4月開始予定
審査(選考)方法	・書類審査及び申請事業者へのヒアリング
申請に係わる必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書(直接人件費を計上する場合は、「新製品等開発促進補助金における直接人件費の算定について」を参照の上、別途積算書を合わせて提出) ④ 法人の全部事項証明書の写しあるいは登記簿謄本の写し ⑤ 個人事業の開廃業等届出書の写し(個人事業主の場合) ⑥ 市税の納税証明書(完納)補助申請時点で最新のもの
支払い方法等	・事業終了後精算払い

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 2010 年：7 件（金額は非公開）
応募件数	・ 2010 年：14 件
事業予算規模	・ 1400 万円
パンフ等の有無	・ 産業振興課の HP 上で情報を公開 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/)

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助事業の変更（事業内容の変更や中止・廃止の際はあらかじめ所定の様式で補助事業の変更申請書を提出し、承認を受けて下さい） ② 補助事業の実績報告書の提出（補助事業が完了した日から 30 日以内に所定の様式で完了報告書を提出してください） ③ 文書の保存（補助事業にかかる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳票等を整備して、補助事業終了後の翌年度から 5 年間保存しなくてはなりません）
----------	--

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・平成 22 年度と同様に実施予定
--------	-------------------